

※ 本件に係る新旧対照表は、平成25年9月27日付け総務省報道発表「移動受信用地上基幹放送等に係る制度整備（案）に対する意見募集」において意見募集を行った省令等の改正案を基に作成しています。

放送法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第二章～第三章 (略)</p> <p>第四章 基幹放送</p> <p>第一節～第四節 (略)</p> <p>第五節 基幹放送に用いる電気通信設備</p> <p>第一款 設備の損壊又は故障の対策</p> <p>第一目～第三目 (略)</p> <p>第四目 移動受信用地上基幹放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例(第百二十三条・第百二十三条の二)</p> <p>第二款 (略)</p> <p>第六節 (略)</p> <p>第五章～第九章 (略)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第二章～第三章 (略)</p> <p>第四章 基幹放送</p> <p>第一節～第四節 (略)</p> <p>第五節 基幹放送に用いる電気通信設備</p> <p>第一款 設備の損壊又は故障の対策</p> <p>第一目～第三目 (略)</p> <p>第四目 移動受信用地上基幹放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例(第百二十三条)</p> <p>第二款 (略)</p> <p>第六節 (略)</p> <p>第五章～第九章 (略)</p> <p>附則</p>
<p>第百二十三条 第百五条第二項、第百十二条及び第百十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送(デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送を行うものに限る。以下この条において同じ。)の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。</p>	
<p>2 第百四条、第百七条第三項、第百八条、第百十二条第二項及び第百十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワット以下の放送局への送信に係る中継回線設備(人工衛星に設置されるものを除く。)及び当該放送局の送信設備について適用しない。</p>	
<p>3 第百十一条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワット以下の放送局のうち高速自動車国道(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三条第一号の高速自動車国道をいう。以下この項において同じ。)又は高速自動車国道のサービスエリア若しくはパーキングエリア(道路法施行</p>	

令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第十三号又は高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第十一条第二号に規定する施設をいう。）に設置されるものへの送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものを除く。）及び当該放送局の送信設備について適用しない。

4| 第四百四条及び第百六条から第百十四条までの規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワット以下の放送局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものに限る。）について適用しない。

5| 第四百七条第三項及び第百十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超え五〇〇ワット以下の放送局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものを除く。）及び当該放送局の送信設備について適用しない。

6| 第百六条、第四百七条及び第百九条から第百十四条までの規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超え五〇〇ワット以下の放送局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものに限る。）について適用しない。

7| 第四百五条第二項及び第百十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力五〇〇ワットを超える放送局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものを除く。）及び当該放送局の送信設備について適用しない。

8| 第四百五条第二項、第百六条、第四百七条及び第百九条から第百十四条までの規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力五〇〇ワットを超える放送局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものに限る。）について適用しない。

第百二十三条の二 第四百五条第二項、第百十二条及び第百十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送（デジタル放送の標準方式第四章第二節及び第三節に定める放送を行うものに限る。以下この条において同じ。）の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。

2 第四百四条、第四百七条第三項、第百八条、第百十二条第二項及び第百十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワット以下

第百二十三条 第四百五条第二項、第百十二条及び第百十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。

2 第四百四条、第四百七条第三項、第百八条、第百十二条第二項及び第百十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワット以下

の放送局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものを除く。）及び当該放送局の送信設備について適用しない。

3 (略)

4 第七條第三項、第八條第二項、第十二條第二項及び第十五條の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超え五〇ワット以下の非再生中継方式（受信した電波を復調及び変調せず増幅して送信する中継方式をいう。以下この条及び第二十五條において同じ。）の放送局への送信に係る中継回線設備及び当該放送局の送信設備について適用しない。

5 第五條第二項及び第十五條の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超える放送局（空中線電力三ワットを超え五〇ワット以下の非再生中継方式のものを除く。以下この条において同じ。）への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものを除く。）及び当該放送局の送信設備について適用しない。

6 第五條第二項、第六條、第七條及び第九條から第十四條までの規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超える放送局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものに限る。）について適用しない。

の中継局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものを除く。）について適用しない。

3 (略)

4 第七條第三項、第八條第二項、第十二條第二項及び第十五條の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超え五〇ワット以下の非再生中継方式（受信した電波を復調及び変調せず増幅して送信する中継方式をいう。以下この条及び第二十五條において同じ。）の中継局への送信に係る中継回線設備について適用しない。

5 第五條第二項及び第十五條の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超える中継局（空中線電力三ワットを超え五〇ワット以下の非再生中継方式の中継局を除く。以下この条において同じ。）への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものを除く。）について適用しない。

6 第五條第二項、第六條、第七條及び第九條から第十四條までの規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超える中継局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものに限る。）について適用しない。

7 第四條、第七條第三項、第八條、第十二條第二項及び第十五條の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワット以下の中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。

8 第七條第三項、第八條第二項、第十二條第二項及び第十五條の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超え五〇ワット以下の非再生中継方式の中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。

9 第五條第二項及び第十五條の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超える中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。

(報告を要する重大な事故)

第二百五十五条 法第百十三条第一項の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送設備に起因して当該基幹放送設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のものとする。

2 (略)

3 法第百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備(地上基幹放送局(地上基幹放送をする放送局をいう。)の無線設備にあつては基幹放送用周波数使用計画第二から第五までに定める周波数を使用するもの、移動受信用地上基幹放送局(移動受信用地上基幹放送をする放送局をいう。)の無線設備にあつては、デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送を行うものであつて空中線電力五〇〇ワットを超えるもの並びに同章第二節及び第三節に定める放送を行うものであつて空中線電力三ワット(非再生中継方式の放送局にあつては、空中線電力五〇ワット)を超えるもの)に限る。以下この項において同じ。)に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次の各号に掲げるものとする。

一 中継局の無線設備に起因して当該中継局を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

二 基幹放送局設備(中継局の無線設備を除く。)に起因して当該基幹放送局設備を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

4・5 (略)

(報告を要する重大な事故)

第二百五十五条 法第百十三条第一項の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送設備に起因して当該基幹放送設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のものとする。

2 (略)

3 法第百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備(地上基幹放送局(地上基幹放送をする放送局をいう。)の無線設備にあつては基幹放送用周波数使用計画第二から第五までに定める周波数を使用するもの、移動受信用地上基幹放送局(移動受信用地上基幹放送をする放送局をいう。)の無線設備にあつては、空中線電力三ワットを超えるもの(非再生中継方式の中継局にあつては、空中線電力五〇ワットを超えるもの)に限る。以下この項において同じ。)に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次の各号に掲げるものとする。

一 中継局の無線設備に起因して当該中継局を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

二 基幹放送局設備(中継局の無線設備を除く。)に起因して当該基幹放送局設備を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

4・5 (略)